

令和8年4月27日招集

市 議 会 4 月 臨 時 会 議 案

(一 般 議 案)

新 発 田 市

議案番号	件名
議 第 1 号	専決処分の承認について（新発田市税条例の一部を改正する条例制定について）
議 第 2 号	専決処分の承認について（新発田市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について）
議 第 3 号	専決処分の承認について（新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）
議 第 4 号	契約の締結について（新発田市立本丸中学校長寿命化改良工事（北棟 建築））
議 第 5 号	財産の取得について（小中学校 1 人 1 台タブレット端末購入）

議第 1 号

専決処分の承認について

新発田市税条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和8年4月27日提出

新発田市長 二階堂 馨

専決第12号

専 決 処 分 書

新発田市税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

新発田市長 二階堂 馨

新発田市税条例の一部を改正する条例

新発田市税条例（昭和35年新発田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「、第69条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第69条の6第1項の申告書、」を削る。

第21条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第68条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第68条第2項を削り、同条第3項本文中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第69条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第69条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第69条の3から第69条の8までを削る。

第69条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第69条の3とする。

第69条の10を削る。

第70条（見出しを含む。）、第71条（見出しを含む。）、第73条（見

出しを含む。)及び第74条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第76条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に、「申告書を、」を「申告書、」に、「申告書を市長に」を「申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第77条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第79条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第80条第2項前段中「第68条第3項ただし書」を「第68条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第68条第3項ただし書」を「第68条第2項ただし書」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第5条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「第5条の3の2第1項」を「第5条の3第1項」に改め、同条を附則第5条の3とする。

附則第6条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第5条の3の2第1項」を削る。

附則第8条の2第3項中「第15条第21項」を「第15条第20項」に改め、同条第4項中「第15条第22項第1号」を「第15条第21項第1号」

に改め、同条第5項中「第15条第22項第2号」を「第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「第15条第22項第3号」を「第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「第15条第23項第1号」を「第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「第15条第23項第2号」を「第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「第15条第25項第1号イ」を「第15条第24項第1号イ」に改め、同条第10項中「第15条第25項第1号ロ」を「第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第11項中「第15条第25項第1号ハ」を「第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第12項中「第15条第25項第1号ニ」を「第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第13項中「第15条第25項第2号」を「第15条第24項第2号」に改め、同条第14項中「第15条第25項第3号イ」を「第15条第24項第3号イ」に改め、同条第15項中「第15条第25項第3号ロ」を「第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第16項中「第15条第25項第3号ハ」を「第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「第15条第28項」を「第15条第27項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「第15条第32項」を「第15条第31項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「第15条第36項」を「第15条第35項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「第15条第37項」を「第15条第36項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「第15条第40項」を「第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「第15条第41項」を「第15条第40項」に改め、同項を同条第22項とし、同条中第26項を第23項とし、第27項を第24項とし、同条に次の1項を加える。

25 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第8条の3第7項各号列記以外の部分中「第12条第16項」を「第12条第17項」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「第12条第19項」

を「第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「第12条第23項」を「第12条第24項」に改め、同項第6号中「第12条第24項」を「第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「第12条第31項」を「第12条第32項」に改め、同条第15項各号列記以外の部分中「第12条第19項」を「第12条第20項」に改め、同条第16項各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第13条の2から附則第13条の6までを削る。

附則第14条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「次項から第4項まで」を「次項及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条

第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第14条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「前条第2項から第4項まで」を「前条第2項又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第14条の3第3項第2号、附則第14条の4第3項第2号及び附則第15条第3項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第15条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項中「昭和63年度から令和8年度まで」を「昭和63年度から令和11年度まで」に改める。

附則第16条第5項第2号、附則第18条第2項第2号及び附則第18条の3第2項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第18条の3の2第2項第2号及び第5項第2号中「、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」を「及び第5条の3第1項」に改める。

附則第18条の3の3第2項第2号中「、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」を「及び第5条の3第1項」に改め、同条第5項第2号中「、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」を「及び第5条の3第1項」に改め、「の合計額」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の新発田市税条

例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（新発田市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 4 条 新発田市税条例の一部を改正する条例（平成 26 年新発田市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。

議第 2 号

専 決 処 分 の 承 認 に つ い て

新発田市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和8年4月27日提出

新発田市長 二階堂 馨

専決第 1 3 号

専 決 処 分 書

新発田市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日専決

新発田市長 二階堂 馨

新発田市都市計画税条例の一部を改正する条例

新発田市都市計画税条例（昭和35年新発田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第16項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とし、附則中第13項を第14項とし、第12項を第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12

項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、附則中第8項を第9項とし、第7項を第8項とする。

附則第6項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に該当する旨を証する書類」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するか
の別

附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 6 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の新発田市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議第 3 号

専 決 処 分 の 承 認 に つ い て

新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和 8 年 4 月 2 7 日 提出

新発田市長 二階堂 馨

専決第14号

専 決 処 分 書

新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

新発田市長 二階堂 馨

新発田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新発田市国民健康保険税条例（昭和34年新発田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第6条の9の見出し中「国民健康保険の」を「18歳以上」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「同条第5項」を「同条第5項本文」に改め、「減額して得た額」の次に「(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号キ中「国民健康保険の」を「18歳以上」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号キ中「国民健康保険の」を「18歳以上」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号キ中「国民健康保険の」を「18歳以上」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条第4項中「子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額」の次に「(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額)」を加え、「第1項、第2項又は前項」を「前3項」に、「被保険者均等割額。以下この項において同じ」を「被保険者均等割額)に限る」に改め、「納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の新発田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 4 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 4 月 2 7 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 工 事 名 新発田市立本丸中学校長寿命化改良工事
(北棟 建築)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 457,600,000円
- 4 契約の相手方 新発田市島潟1273番地1
株式会社伊藤組
代表取締役社長 伊藤 和彦

議第 5 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 8 年 4 月 2 7 日 提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 財 産 名 小中学校 1 人 1 台タブレット端末一式
- 2 契 約 の 方 法 一者随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 3 契 約 金 額 3 6 7 , 8 2 1 , 3 4 4 円
- 4 契 約 の 相 手 方 新潟市中央区東大通 1 丁目 2 番 2 3 号
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン
株式会社
新潟支社長 柴田 輝晃